

裏面白紙

國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に
關する法律附則第九項の規定の適用について

商
船
管
理
委
員
会

商船管理委員会の根拠法である戦時海運管理令（昭和十七年勅令第二
百三十五号）は、昭和二十七年三月末日をもつて失効することとなつ
ているが、同会の解散に伴つて、昭和二十六年十月五日から昭和二十
七年三月三十一日までの間において退職する者に対しては、國家公務
員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律（昭和二十五年法律第
百四十二号）附則第九項の規定を適用する。

裏面白紙

理由

商船管理委員会の根拠法である戦時海運管理令は、昭和二十七年三月末日をもつて失効するのであるが、同令の解散に伴つて、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間において退職する者に対しては、國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十二号）附則第九項第二号に該当するものとして同附則第十項に規定する八割増の退職手当を支給しようとするものである。

5601

蔵計第268号

昭和27年2月9日

大蔵大臣 池田 勇 人

逓 輸 大 臣 殿

國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律
(昭和25年法律第142号)附則第9項の規定の適用
について

昭和27年1月22日付海監第13号で協議された標記のことについて
は、異議がありません。

裏
面
白
紙

定員、現員、退職者数等調

[illegible]

裏面白紙

裏面白紙

退職手当予算額等調

区分	昭和二十六年 度退職手当予算額	同上 残額	今回支給の退職手当 所要額見込額
退職手当	三四八五五〇二八二 円	三二六〇六八二八二 円	三一、四四六二八二 円

所要額内訳

随員

一二、六五七円×七年×四八八人×一、八
七七八二五三六二円

給員

高級 一四、五三〇円×五年×七三一人×一、八

九五五九二、八七〇円

普通 八、八六五円×五年×一七三〇人×一、八

一三八〇二、八〇五〇円

小計

二三、三六二〇、九二〇円

を
す

國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律抜萃

附則

9、左の各号の一に該当する者で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額については、第四條及び第五條の規定にかかわらず、附則第十項に規定するところによる。

一 略

二 國會議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一條に規定する機關の職員並びに裁判所、會計検査院、人事院、法令による公団、日本専売公社、日本國有鉄道、商船管理委員会及び閉鎖機關整理委員会の職員のうち前号に規定する定員又定数の改廢に準ずる事由が生じたことに伴い退職する者であつて、昭和二十六年十月五日から昭和二十七年六月三十日までの間において退職するもの

三 略

四 略

10、前項に規定する者に対する一般の退職手当の額は、附則第六項中「前項」とあるのを「附則第九項」、附則第七項中「附則第五項」とあるのを「附則第九項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、左の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 昭和二十六年十月五日から昭和二十七年三月三十一日までの間において退職する者百分の百八十

二 略

政令第三一八号（昭和二十六年九月二十九日）

国家総動員法及び戦時緊急措置法を廢止する法律の一部
を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件へ
昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。
国家総動員法及び戦時緊急措置法を廢止する法律（昭和二十
年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「五年六箇月間」を「六年間」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

戦時海運管理令は、本年九月三十日をもつてその効力を失う
が、連合國最高司令官の要求により、なお、当分の間、商船管
理委員会を存置する等のためその効力を存続させる必要がある
からである。

裏面白紙

「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命
令ニ関スル件

(昭和二十年九月二十日)
（陸令第五百四十二号）

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ帝國憲法第八
条第一項ニ依リ「ボツダム」ノ宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令
ニ関スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム
政府ハ「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ聯合國最高司令官ノ為ス
要求ニ係ル事項ヲ実施スル為ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ
以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 勅令第四百五十二号 (二、九三〇)
- 勅令第四百九号 (二、三三二)
- 政令第二百五号 (二、九三〇)
- 政令第六十七号 (二、三三九)
- 政令第九十四号 (二、七三〇)
- 改正政令第三百五十一号 (三、二二四)
- 政令第四百号 (四、五三)
- 政令第三百七十三号 (四、二六)
- 政令第三十八号 (五、三七)
- 政令第三百号 (五、九三〇)
- 政令第六十五号 (六、三三〇)

法律第四十四号 (昭和二十年十月十九日) 改正政令第三百五十一号

國家總動員法及戰時緊急措置法ハ之ヲ廢止ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル旧法ニ基ク勅令ニ付テハ本法施行後六

月間 (戰時海運管理令ニ付テハ五年六箇月間) ヲ限り旧法 (國家總動員法第一條乃至第三條ノ規定ヲ除ク) ハ仍其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ國家總動員法中戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハトアリ若ハ國家總動員上必要アルトキハトアリ又ハ戰時緊急措置法中大東亞戰爭ニ際シ國家ノ危急ヲ克服スル為緊急ノ必要アルトキハトアルハ紛戰後ノ事態ニ対処シ國民生活ノ維持及安定ヲ図ル為特に必要アルトキハトシ國家總動員法中總動員業務トアルハ國民生活ノ維持及安定ヲ図ル為特に必要ナル業務トシ總動員物資トアルハ國民生活ノ維持及安定ヲ図ル為特に必要ナル物資トス

前項ノ規定ニ依リ効力ヲ有スル勅令ハ其ノ規定スル事項ノ範圍内ニ於テ之ヲ改正スルコトヲ妨ゲズ

本法施行前 (附則第二項ノ場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依ル期間内以下同ジ) ニ旧法ニ依リ為シタル命令、処分又ハ行為ニ係ル

裏面白紙

優先買受課税標準ノ計算ニ関スル特例、租税減免及損失補償、
本法施行前ニ清算ヲ開始シタル団体又ハ会社ニシテ旧法ニ依リ
設立セラレタルモノ竝ニ本法施行前ニ為シタル行為ニ対スル罰
則ノ適用ニ付テハ旧法ハ本法施行後（附則第三項ノ場合ニ於テ
ハ同項ノ規定ニ依ル期間経過後）ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

勅令第百八十一号（二、三、三〇）
昭和二十年法律第四十四号ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス